

朝日町「広報あさひ」広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝日町広告掲載要綱の規定に基づき、町が発行する「広報あさひ」への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、広報あさひ内の最下段（表紙を除く）とし、町長が指定した位置とする。

(掲載の規格)

第3条 広告の掲載規格は、1 枠につき縦50 ミリメートル、横170 ミリメートルとする。また、1 枠を2分の1として使用することもできる。掲載色は1色とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 町の広報印刷物に広告を掲載することのできる業種、事業者、広告の内容、広告のデザインの範囲は、朝日町広告掲載要綱第4条及び朝日町広告掲載基準の規定に準じるものとする。

2 掲載広告は、1 広告(広告主)について1 枠を限度とする。

3 掲載するページは、町長が定める。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載は、3か月を1単位とし、最長4単位（12か月）とする。ただし、町長が認めた場合については1ヶ月単位での掲載も可能とする。

(掲載料金と納入方法)

第6条 掲載料金は、1ヶ月あたり5,000円（消費税を含む。）とし、1単位あたり15,000円（消費税含む。）とする。ただし、1 枠を2分の1として使用した場合は、1ヶ月あたり2,500円（消費税を含む。）とし、1単位あたり7,500円（消費税含む。）とする。料金納入は、申し込み単位に応じ一括前納を原則とする。

2 広告主は、当該広告掲載料金の請求があった日から一週間以内に町が指定する納入通知書により納付しなければならない。

(掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集は、町が発行する「広報あさひ」等及び町のホームページで行うものとする。

(掲載の申し込み及び期間)

第8条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 広告掲載の申込期間は、申込月から1か月前以上とし、3か月以内を限度とする。

(掲載の決定)

第9条 町長は、第4条の規定に基づき広告掲載の可否を決定し、申し込み者に対し決定結果を通知(様式第2、3号)するものとする。

2 広告掲載希望者が募集した枠数を超えるときは、原則、掲載希望単位が多い者とする。

ただし、町内事業者がいる場合は、町内事業者を優先することができるものとする。

3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が募集した枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告主は、広告原稿を町長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 広告主は、1単位ごとに広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、原則として変更しようとする月の前月10日までに、広告原稿を提出し、町長の承認を得るものとする。

3 町長は、広告変更内容等が第4条の規定に違反している、若しくはおそれがあると判断した場合は、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定めるものとする。

附則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附則

この要領は公布の日から施行する。